	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
二(一)	一般国道　三十四号	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵地先から長崎市宿町地先まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
〃	二百五号	長崎県東彼杵郡川棚町地先から同郡東彼杵町彼杵地先まで	〃

(二) 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　東彼ケーブルテレビ株式会社　代表取締役社長　大屋　武広
住　所　長崎県東彼杵郡川棚町百津郷一六九番二五号

(三) 他の管理者が行う管理の内容
一般国道三十四号外一路線道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道三十四号外一路線道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四) 管理の期間　平成二十五年一月二十五日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

北海道開発局長　関　博之

	道路の種類	一般国道
一(一)	路線名	五号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小樽市船浜町七五番一地先内	前	二七・七〇～二七・七二メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	二八・七六～二九・〇一メートル	〇・〇〇二キロメートル

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	五号及び二百二十九号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小樽市蘭島一丁目二三番一から同市蘭島一丁目三四番一まで	前	二七・一八～三四・九五メートル	〇・〇五九キロメートル
	後	二七・一八～四九・四四メートル	〇・〇五九キロメートル

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	二百二十八号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道松前郡松前町字茂草一八〇番地内	前	一三・三六～一四・六七メートル	〇・〇三八キロメートル
		一三・四八～一五・三四メートル	〇・〇三六キロメートル
北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子五七六番一から同町字木ノ子五三八番一まで	前	一四・〇〇～一四・三四メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一四・〇〇～一四・三四メートル	〇・〇三九キロメートル
北海道檜山郡上ノ国町字大安在八四番九地先から同町字大安在二九番四地先まで	前	一〇・〇〇～一〇・五〇メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	一〇・〇〇～一〇・五〇メートル	〇・〇〇二キロメートル

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	二百三十八号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別四三六番一から同村知来別四二一番まで	前	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	
		B　二一・八七～五五・五八メートル	二・四七六キロメートル	

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	二百四十号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町飽別原野基線四四番三地内	前	四二・六七～六〇・七八メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	四二・六七～六〇・七八メートル	〇・〇四〇キロメートル

	道路の種類	一般国道
六(一)	路線名	三百三十七号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A　一〇・九一～五〇・〇〇メートル	一一・二四六キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		B・C・D・E・F　二〇・五〇～三二・〇〇メートル	一〇・八一〇キロメートル	
	後	A　一〇・九一～五〇・〇〇メートル	一一・二四六キロメートル	
		B・C・D・E・F・G　二〇・五〇～三二・〇〇メートル	一〇・八一〇キロメートル	

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	二百三十八号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道苫前郡苫前町字霧立国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署二一六一林班い小班地内	前	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	
		B　二一・八七～五五・五八メートル	二・四七六キロメートル	

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	二百三十八号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道苫前郡苫前町字霧立国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署二一六一林班い小班地内	前	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	
		B　二一・八七～五五・五八メートル	二・四七六キロメートル	

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	二百三十八号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別四三六番一から同村知来別四二一番まで	前	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　二一・三八～二五・五九メートル	二・四四七キロメートル	
		B　二一・八七～五五・五八メートル	二・四七六キロメートル	

	道路の種類	一般国道
(四)	路線名	二百四十号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市阿寒町飽別原野基線四四番三地内	前	四二・六七～六〇・七八メートル	〇・〇四〇キロメートル	
	後	四二・六七～六〇・七八メートル	〇・〇四〇キロメートル	

	道路の種類	一般国道
六(一)	路線名	三百三十七号
(二)	道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A　一〇・九一～五〇・〇〇メートル	一一・二四六キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		B・C・D・E・F　二〇・五〇～三二・〇〇メートル	一〇・八一〇キロメートル	
	後	A　一〇・九一～五〇・〇〇メートル	一一・二四六キロメートル	
		B・C・D・E・F・G　二〇・五〇～三二・〇〇メートル	一〇・八一〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号及び二百二十九号	小樽市蘭島一丁目二三番一から同市蘭島一丁目三四番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十九号	北海道苫前郡苫前町字霧立国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署二一六一林班い小班地内	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
〃	北海道苫前郡苫前町字古丹別一六六番三地先から同町字古丹別一六三番六地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年二月二十日